

各位

会社名 セーラー万年筆株式会社 代表者名 代表取締役社長 比佐 泰 (コード番号 7992 東証 第二部) 問合せ先 取締役管理部長 米澤章正 (TEL 03-3846-2651)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、2021年3月29日開催の第108期定時株主総会に定款変更議案を付議することを決議し、同株主総会において承認決議されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第 1 章第 3 条につきましては、2021 年に創業 110 周年を迎えるにあたり、新しいコーポレート・アイデンティティを策定し「真」・「技」・「美」という三つのキーワードと共に、「ものづくり思想」を発表いたしました。そして、これらを具現化する拠点として、本年、創業の地である文具製造工場(広島県呉市)の建て替え工事準備を進めてまいります。ものづくり拠点を「本店」とすることで、当社創業の精神に立ち返り、会社の隆盛を図りたく、2021 年 4 月 1 日をもって本店を広島県呉市へ移転するものであります。
- (2) 現行定款第2章第6条につきまして、今後の事業遂行のために資金調達を機動的に行うことのできる状態の確保及び将来的に適切なインセンティブの付与手段として株式政策の実行余地を確保する等の目的で、発行可能株式総数を拡大するものであります。

なお、2021年1月31日現在の普通株式の状況は次のとおりであります。

発行可能株式総数 30,000,000 株 発行済株式総数 14,621,961 株 転換社債にかかる潜在株式数 15,037,593 株

2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第2条(条文省略)	第1条~第2条(条文省略)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都墨田区に置く。	第3条 当会社は、本店を広島県呉市に置く。
第4条~第5条(条文省略)	第4条~第5条(条文省略)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は3千万株	第6条 当会社の発行可能株式総数は5千万株
とする。	とする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2021 年 3 月 29 日 (月) 定款変更の効力発生日 2021 年 3 月 29 日 (月)